



# T A B U S E

広報たぶせ

Public Relations No.945

熱い夏、始まる。

—たぶせ・城南赤丸まつり

6

絆深めて60年 ともに未来へ 田布施町 2015

# 町内共通商品券

## 地域消費喚起 プレミアム付商品券発行事業

〔間〕経済課 地域振興係 ☎ 52-5805  
田布施町商工会 ☎ 52-2983



地元消費の拡大、地域経済の活性化を目的として、田布施町内の地域振興に貢献する商店で使用できるプレミアム付商品券を発行します。

- ◇販売内容  
1,000 円の商品券 12 枚 (12,000 円分) を 10,000 円 (1 セット) で販売  
※お一人さま 5 セット限りです。
- ◇販売開始日  
7 月 1 日 (水) 午前 10 時～午後 1 時  
※売り切れ次第終了します。  
※販売日に完売しなかった場合は、翌日から同様の時間・場所にて販売します。
- ◇販売場所  
田布施町商工会館サリジエ



## 地域消費喚起 子育て世帯生活支援事業

〔間〕町民福祉課 児童係 ☎ 53-3350 (専用)  
☎ 52-5810



子育て世帯の生活を支援し、地元消費の拡大、地域経済の活性化に資することを目的として、商品券を配布します。

- ◇配布内容  
平成 27 年 6 月分児童手当・特例給付の対象児童 1 人につき、4,000 円分の商品券
- ◇請求に必要なもの  
・身分証明書 (運転免許証・住民基本台帳カード・旅券など顔の確認できるもの)  
・印鑑 (認め印も可)  
※原則として児童手当受給者またはその配偶者に配布します。
- ◇配布期間・配布時間  
7 月 1 日 (水) ～ 7 月 31 日 (金) の平日  
午前 8 時 30 分～午後 5 時  
※ 7 月 4 日 (土)・5 日 (日) は窓口を開設しています。
- ◇配布場所  
役場 1 階会議室

### ■共通事項

- ◇商品券使用期間 平成 27 年 7 月 1 日 (水) ～平成 27 年 12 月 31 日 (木)
- ◇取扱店舗 6 月末ごろ、取扱店舗一覧表を各戸配布
- ◇注意事項  
・商品券は田布施町内共通商品券取り扱い参加店でご利用になれます。  
・現金とのお引き換えはいたしません。  
・換金性の高い商品 (図書券・プリペイドカードなど) の購入にはご利用できません。  
・商品券による購入の際は、つり銭は支払われません。  
・商品券の盗難、紛失または滅失などに対しては発行者はその責を負いません。  
・商品券の転売行為や不正行為などを禁止します。  
・有効期限後は使用できませんので、ご注意ください。

## 青少年健全育成 町民会議 入会のお願い

〔間〕田布施町青少年健全育成町民会議 事務局 (社会教育課内) ☎ 52-5813  
田布施防犯パトロール隊 事務局 (総務企画課内) ☎ 52-5802

### 青少年健全育成町民会議とは

次代を担う青少年が大きな夢と豊かな心を持ち、たくましく成長することは、町民すべての願いです。青少年を健全に育成するには、家庭・地域・学校など、あらゆる人々による町民総ぐるみの運動が不可欠です。

青少年健全育成町民会議では、地域補導委員会によるパトロール活動、子育て講座の開催、「町民会議だより」の発行、田布施防犯パトロール隊への助成などを行っています。

月 日	行 事
4月23日(水)	地域補導委員会長集会
5月 2日(金)	運営委員会・善行者表彰の推薦依頼
6月14日(土)	町民会議総会 (社会を明るくする運動大会同時開催)
7月～12月中	補導員夜間パトロール (各地域)
8月 2日(土)	町民会議体験活動 「カヌーに乗って遊ぼう！」
8月 8日(金)	第65号「町民会議だより」発行
10月 1日(水)	運営委員会
10月～11月	就学児子育て講座 (たくましい田布施っ子育成事業)
11月22日(土)	思春期子育て講座 (たくましい田布施っ子育成事業)
11月28日(金)	青少年健全育成作文集発行
1月 9日(金)	第66号「町民会議だより」発行
3月 4日(水)	運営委員会

### 入会のご案内

青少年健全育成町民会議の活動は、町民のご支援によって行われています。青少年健全育成町民会議および田布施防犯パトロール隊の重要性をご理解いただき、ご入会ください。

会費 一口 300 円  
※一世帯で複数人が入会することも、一人で複数口入会することも可能です。  
※各地域の補導委員などが地域の実情に応じた方法で徴収します。

### 平成26年度の 青少年健全育成町民会議の主な事業

## 国勢調査

### 田布施町実施本部を設置しました

〔間〕総務企画課 企画係 ☎ 52-5803

今年の10月1日を基準日として国勢調査が実施されます。国勢調査は、統計法に基づき日本に住むすべての人および世帯を対象として全国一斉に行われる、最も重要な統計調査です。  
調査結果は、国や都道府県、市町村行政の基礎資料となり、社会福祉や雇用対策、生活環境の整備などわたしたちの暮らしのために役立てられます。  
調査結果は、国や都道府県、市町村行政の基礎資料となり、社会福祉や雇用対策、生活環境の整備などわたしたちの暮らしのために役立てられます。  
6月1日(月)、町役場内に「平成27年国勢調査田布施町実施本部」を設置しました。調査に向けて体制を整え、適う準備を進めています。  
みなさんのご理解とご協力をお願いします。



田布施町合併 60 周年記念  
『来て！見て！住んで！ふれ合って!!  
いい町 田布施・自主企画助成事業』二次募集

田布施町合併60周年を記念して、住民の皆さん自らが主体的に企画・実施する事業に対して助成金を交付します。

- ◇対象事業  
平成27年4月から12月までに町内で開催される事業であり、以下の条件を満たすもの  
①合併60周年記念に寄与するもの  
②町民自らが企画・実施するもの  
③原則として新規事業（ただし、既存事業の場合は新たな創意工夫または事業拡充が必要）  
④誰もが参加でき、一般公開される事業  
⑤宗教活動、政治活動または営利活動目的でないもの  
⑥商業的な宣伝度合いが大きいもの  
⑦町から補助金を受けていない事業
- ◇応募資格  
町内で組織されたグループ・団体、かつ代表者が町内在住または通勤、通学していること
- ◇募集期間  
6月15日(月)～7月31日(金)（当日必着）
- ◇助成金額  
1事業につき上限額10万円  
町長が必要と認める場合、上限額20万円（恒常的な人件費・運営費などを除く）
- ◇応募所定書類  
総務企画課または町ホームページからダウンロード

第一次募集で決定した事業

- 田布施川に鯉のぼりを  
[田布施町商工会女性部]  
町内の子どもを対象に鯉のぼりに絵付けを行い、桜まつり開催時にさくら橋欄干に取り付け、まつりとの相乗効果で盛り上げる。  
《開催日時：4月5日～5月22日》
- クラリネットとソプラノで聴くふるさとの詩  
[音楽友の会]  
西田布施公民館で開催する。詩情公園にある30の歌碑の中から選んだ詩をクラリネットと歌（ソプラノ）で演奏する。  
《開催日時：10月または11月予定》
- 合併60周年記念「川のある風景」  
[田布施油絵教室]  
特別企画油絵展として「川のある風景」と自由作品で100点の展示を行う。田布施川の河口から源流をたずねて本流、支流と地域の川の美しさを描き、昔の川辺の風景も併せて展示、今昔の風景を重ねる。  
《開催日時：6月5日～6月8日》
- 心の架け橋“おもてなしのこころ”講演会  
[ともしびの絆リレーションズ]  
合併60周年記念行事として、田布施中学校で講演会を開催する。講師は、城南に生まれ育った、「おもてなし」をキャッチフレーズに毎年ベスト5に選ばれる山形県の旅館「日本の宿 古窯」の女将・佐藤洋詩恵氏。  
《開催日時：秋ごろ予定》
- さあはじめよう 田んぼアートで楽しいまち  
[古代ロマンを夢見隊]  
毎年、町内3カ所で田んぼアートを行っているが、今年は60周年を記念してさらに多くの箇所での実施を予定。田んぼアートの町、古墳の町、楽しい町になるよう写真コンテスト・写真展・カレンダー作りを行う。  
《開催日時：田植え～稲刈りまで》



平成27年度

プール開き・  
リニューアルオープン



田布施町合併  
60周年記念

プールのリニューアルオープンに伴い、式典を行います。

昨年、田布施町スポーツセンターのプール屋根の改修工事が完成しました。紫外線対策、天候異変などへの安全性が向上し、リニューアルオープンとなります。水泳関係者・町内利用者みなさん、ぜひご参加ください。

プール開きは7月19日(日)です。

田布施町スポーツセンター内プールを次のとおり一般開放します。

- ◇期間 7月19日(日)～8月23日(日)  
※プールの屋根の改修工事が完成しましたので、天候に左右されにくくなりますが、台風来襲時やPM2.5警報および雷警報発令時点では使用中止となります。また、雨などによる水温低下(22℃以下)の場合も使用中止となります。
- ◇休館日 毎週月曜日
- ・7月28日(火) 午後1時以降：町内小学生水泳記録会のため
- ・7月29日(水)：町内小学生水泳記録会のため
- ・8月16日(日)：TSC水泳大会のため

※その他、一般開放を中止する場合は前日までにプール入口に掲示します。

- ◇使用定員(1時間あたり)  
・25mプール 100人 ・幼児プール 30人

・高校生以上	160円
(町外該当者)	320円
・中学生以下	80円
(町外該当者)	160円
※使用中止となった場合	
・開放時間の25分以内は	1時間分の料金を返金
・開放時間の25分以上は	1時間分の料金を徴収

- ◇開放時間 午前10時～午後5時  
※プール内での混雑および事故を防止するため、開放時間を次のとおり制限します。
- ◇日時 7月4日(土)  
午前9時～午前9時30分
- ◇場所 田布施町スポーツセンター  
プール室内
- ◇開放時間 午前10時～午前10時50分  
午前11時～午前11時50分  
午後1時～午後1時50分  
午後2時～午後2時50分  
午後3時～午後3時50分  
午後4時～午後4時50分  
また、正午～午後1時まででは昼休みのため使用できません。

プール監視員の募集

- ◇募集定員 10人程度  
(男女各5人程度の予定)
- ◇対象者  
・高校生以上で泳げる人、元氣な人  
・10日以上勤務可能な人
- ◇賃金 時給760円
- ◇勤務日数 20日程度(4人1組で勤務)
- ◇勤務期間・勤務時間 7月19日(日)～8月23日(日)  
(休館日・水泳の大会日などを除く)
- ◇申込期間 6月19日(金)～7月5日(日)  
午前8時30分～午後5時
- ◇申込方法 (月曜日などの休館日は除く) 電話での申し込みは出来ません。※履歴書(写真添付)を持参してください。面接を行い決定します。
- ◇申込み・問合せ先 田布施町スポーツセンター  
☎52・3832

幼児・小学生水泳教室

- ◇対象者(町内在住者に限る)  
・幼児(平成21年4月2日～平成23年4月1日に生まれた人)  
・小学生
- ◇開催日 7月22日(水)～25日(土)・7月28日(火)～31日(金)の計8日間  
※気候などにより日程変更または中止となる場合があります。
- ◇開講時間 幼児 午後6時～午後7時  
小学生 午後7時～午後8時
- ◇定員 20人程度  
幼児 20人程度  
小学生 30人程度
- ◇参加費 4500円  
※後日連絡の上、徴収します。
- ◇申込方法 社会教育課に備え付けの申込書に必要事項を記入の上、申し込む
- ◇申込期間 6月15日(月)～7月3日(金)の平日  
午前8時30分～午後5時15分  
(定員になり次第、受付終了)
- ◇共催 田布施町教育委員会
- ◇申込み・問合せ先 田布施スポーツクラブ事務局  
(社会教育課内)  
☎52・5813



# 【国民健康保険税について】

■地方税法施行令の改正により、国民健康保険税の賦課限度額および軽減の判定方法が変わります。主な改正内容は、次のとおりです。

○賦課限度額が引き上げられます <下表(ア)>

平成26年度	医療保険分 51万円、後期高齢者医療支援分 16万円、介護保険分 14万円
⇒平成27年度	医療保険分 <b>52万円</b> 、後期高齢者医療支援分 <b>17万円</b> 、介護保険分 <b>16万円</b>

○軽減の判定方法が変わります

<ul style="list-style-type: none"> <li>・5割軽減の拡大 &lt;次頁 表中(イ)&gt; 平成26年度 判定額 … 33万円+24.5万円×(被保険者数+旧国保被保険者数) ⇒平成27年度 判定額 … 33万円+<b>26万円</b>×(被保険者数+旧国保被保険者数)</li> <li>・2割軽減の拡大 &lt;次頁 表中(ウ)&gt; 平成26年度 判定額 … 33万円+45万円×(被保険者数+旧国保被保険者数) ⇒平成27年度 判定額 … 33万円+<b>47万円</b>×(被保険者数+旧国保被保険者数)</li> </ul>
--

■平成27年度の国民健康保険税の税率などは、次のとおりです。

▼国民健康保険税の税率および計算方法【平成27年度】

内 訳	計算方法	税 率 等		
		医療保険分	後期高齢者医療支援分	介護保険分
A 所得割額	平成26年中の総所得金額等－基礎控除(33万円)の額に税率を乗じて得た額	7.6%	2.1%	2.3%
B 均等割額	被保険者1人につき	24,000円	7,000円	15,000円
C 平等割額	1世帯につき	24,000円	7,000円	
年間の保険税額	A+B+C (ア)	賦課限度額 52万円	賦課限度額 17万円	賦課限度額 16万円

※ただし賦課限度額まで

- 国民健康保険税は世帯単位で課税され、世帯主が納税義務者になります。世帯主が国民健康保険の加入者でない場合でも世帯内に加入者がいる場合は、世帯主が納税義務者になります。
- 国民健康保険税には、医療保険分・後期高齢者医療支援分・介護保険分があり、それぞれ加入者の所得や世帯の加入者数に応じて算定する所得割額・均等割額・平等割額を合計し算出します(医療保険分・後期高齢者医療支援分は、すべての加入者に課税され、介護保険分は40歳から64歳の人に課税されます)。
- 年度途中で40歳になられる人の介護保険分は40歳到達月以降に課税します。
- 年度途中で65歳になられる人の介護保険分は、65歳到達月以降の月分を課税していません。
- 年度途中で75歳になられる人は後期高齢者医療制度に移行するため、75歳到達月以降の国民健康保険税を課税していません。



## 国民健康保険税の軽減・減免

■世帯主および被保険者の前年所得が一定の基準以下の場合、均等割額・平等割額が次の額に軽減されます。

※軽減判定をする際には、国民健康保険加入の有無を問わず世帯主の所得を含めて判定します。また、世帯構成に変更がない場合は、後期高齢者医療制度への移行者(75歳以上の)の所得も含めて判定します。

※65歳以上の人で公的年金収入がある場合、公的年金等の雑所得から15万円(上限)を差し引いた金額で軽減の判定をします。

※均等割額および平等割額は、7割軽減・5割軽減・2割軽減に複数該当しても重複して減額を受けることができません。

▼国民健康保険税の軽減割合別税額

軽減(減額)区分	軽減後の金額				
	均等割額(1人につき)			平等割額(1世帯につき)	
	医療保険分	後期高齢者医療支援分	介護保険分	医療保険分	後期高齢者医療支援分
軽減なし世帯	24,000円	7,000円	15,000円	24,000円	7,000円
7割軽減世帯 世帯主と被保険者の軽減判定所得が、33万円以下	7,200円	2,100円	4,500円	7,200円	2,100円
5割軽減世帯(イ) 世帯主と被保険者の軽減判定所得が、33万円+26万円×(被保険者数+旧国保被保険者数)以下	12,000円	3,500円	7,500円	12,000円	3,500円
2割軽減世帯(ウ) 世帯主と被保険者の軽減判定所得が、33万円+47万円×(被保険者数+旧国保被保険者数)以下	19,200円	5,600円	12,000円	19,200円	5,600円



■同じ世帯内で75歳以上の人が後期高齢者医療制度に移行し、75歳未満の人が引き続き国民健康保険に加入する場合は、軽減措置があります。(申請は不要)

○現在、国民健康保険税の軽減を受けている世帯で世帯構成や収入が変わらない場合は、同様の軽減を恒久的に受けることができます。

○75歳以上の人が後期高齢者医療制度に移行したことにより、国民健康保険の被保険者が1人になる場合(特定世帯)、5年間は平等割額が2分の1となります。さらに、5年経過した後も世帯構成に変更がない場合(特定継続世帯)は、継続して3年間、平等割額が4分の3となります。

■75歳以上の人が被用者保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、その人の被扶養者で65歳~74歳の人(旧被扶養者)が新たに国民健康保険に加入する場合は、申請により当分の間、次の減免措置を受けることができます。(申請は初年度のみで2年度目の申請は不要)

○所得割額は賦課しません。

○均等割額が2分の1になります。

○世帯内の国保被保険者が旧被扶養者のみの場合は、平等割額が2分の1になります(すでに特定同一世帯で軽減を受けている人は減額になりません)。

■徴収の猶予または税額の減免

○災害など特別な事情がある場合は、徴収の猶予または減免が適用される場合があります。詳細は、健康保険課課徴収係までお問い合わせください。

# 【平成27年度から介護保険料が改正されました】

65歳以上の人の介護保険料の額は、3年ごとに見直されます。3年間に町で必要となる介護保険給付額から算出した「基準額」※をもとに、その人の世帯の所得に応じて決定します。平成27～29年度の3年間の基準額および保険料額は次のとおりです。今回の改定により、所得に応じた負担になるように保険料の段階区分を見直し、低所得者の保険料額を抑えるように努めました。

介護保険料は、介護が必要な高齢者とその家族を社会全体で支えていくための大切な財源です。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

## ※基準額の算出方法

$$\frac{\text{田布施町に必要な介護サービスの総費用} \times \text{65歳以上の人の負担分 約22\%}}{\text{田布施町に住む65歳以上の人数}} = \text{保険料の基準額 56,800円 (年額)}$$

町で必要な介護サービスの総費用は、2分の1を国・県・本町が負担し、残る2分の1を第1号被保険者保険料(65歳以上の人)と第2号被保険者保険料(40～64歳の人)で負担します。

## ▼平成27年度 所得段階別保険料

課税状況		平成26年度		平成27年度		
本人	世帯	対象者	保険料年額	保険料年額	対象者	
住民税非課税	全員が住民税非課税	生活保護、老齢福祉年金※1を受給している	1段階 25,200円	1段階 25,560円	生活保護、老齢福祉年金※1を受給している	
		年金収入額と合計所得金額の合計金額が80万円以下	2段階 25,200円		年金収入額と合計所得金額の合計金額が80万円以下	
		年金収入額と合計所得金額の合計金額が80万円を超え120万円以下	3段階 32,760円(特例)		年金収入額と合計所得金額の合計金額が80万円を超え120万円以下	
		年金収入額と合計所得金額の合計金額が120万円を超える	3段階 37,800円		年金収入額と合計所得金額の合計金額が120万円を超える	
	課税者あり	年金収入額と合計所得金額の合計金額が80万円以下	4段階 41,830円(特例)	4段階 51,120円	年金収入額と合計所得金額の合計金額が80万円以下	
		年金収入額と合計所得金額の合計金額が80万円を超える	4段階 50,400円(基準額)		年金収入額と合計所得金額の合計金額が80万円を超える	
住民税課税	住民税課税	合計所得金額が125万円未満	5段階 56,950円	6段階 68,160円	合計所得金額が120万円未満	
		合計所得金額が125万円以上190万円未満	6段階 63,000円		合計所得金額が120万円以上190万円未満	
		合計所得金額が190万円以上	7段階 75,600円		8段階 85,200円	合計所得金額が190万円以上290万円未満
			7段階 75,600円			9段階 96,560円

※1 老齢福祉年金…明治44年4月1日以前または大正5年4月1日以前に生まれた人で一定の要件を満たしている人が受けている年金

# 非自発的失業者の国民健康保険税が軽減されます

申請必要

平成27年3月31日以降に非自発的な失業(解雇など)により町の国民健康保険に加入された人で一定の条件を満たす場合、申請により国民健康保険税の軽減措置が適用されます。

## ■対象者

- 次の条件にすべて該当される人
- 離職日が平成27年3月31日以降
- 失業時点で65歳未満
- 雇用保険の特定受給資格者または特定理由離職者
- (雇用保険受給資格者証に記載してある離職理由欄が次のコードである場合)

### 【特定受給資格者離職理由一覽】

離職理由コード	離職理由
11	解雇
12	天災等の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
21	雇止め(雇用期間3年以上で雇止め通知がある場合)
22	雇止め(雇用期間3年未満で更新の明示がある場合)
31	事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
32	事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職

### 【特定理由離職者離職理由一覽】

離職理由コード	離職理由
23	期間満了(雇用期間3年未満で更新の明示がない場合)
33	正当な理由のある自己都合退職(31、32以外)
34	正当な理由のある自己都合退職(被保険者期間12カ月未満)

※ただし、高年齢受給資格者および特例受給資格者は対象となりません。

## ■軽減額

所得割額の算定に際して、非自発的失業者の給与所得を100分の30とみなして計算します。

国民健康保険税は世帯主および被保険者の前年所得が一定の基準以下の場合、均等割額および平等割額が軽減(7割軽減・5割軽減・2割軽減)されますが、軽減判定時においても非自発的失業者の給与所得を100分の30として算定します。

また、高額療養費などの自己負担限度額の区分判定についても、非自発的失業者の給与所得を100分の30として算定します。

給与所得以外の所得は軽減の対象になりません。

## ■申請方法

随時、健康保険課の窓口で申請を受け付けます。

◇申請に必要なもの

- すでに町の国民健康保険に加入されている人は、①印鑑②雇用保険受給資格者証
- 新たに町の国民健康保険に加入される人は、①印鑑②雇用保険受給資格者証
- ③会社の健康保険資格喪失証明書や退職証明書など退職日が確認できる書類

## ■軽減期間

国民健康保険税の軽減期間は次のとおりです。

離職年月日	軽減対象期間
平成26年3月31日	平成28年3月末
平成27年3月30日	平成27年7月末
平成27年3月31日	平成28年3月末
平成27年3月30日	平成29年3月末
平成27年3月31日	平成28年7月末
平成27年3月30日	平成28年7月末
平成27年3月30日	平成28年7月末
平成27年3月30日	平成28年7月末

※国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど町の国民健康保険を脱退すると終了します。

なお、平成26年3月31日～平成27年3月30日の間に離職された人は、国民健康保険税の軽減対象期間が平成27年度までありますが、以前に軽減申請されていれば再度の申請は必要ありません。

7月中旬に平成27年度の『国民健康保険税』『介護保険料』『後期高齢者医療保険料』の納税（付）通知書を、納税（付）義務者に送付します。  
お支払方法については下記のいずれかとなります。

- 納付書または口座振替でのお支払いの場合  
年額を7月から翌年2月までの8期に分け、納付書または口座振替により納付
- 年金から天引きでのお支払いの場合  
年額を4月・6月・8月・10月・12月・翌2月の6期に分け、年金から天引きで納付
- 納付書または口座振替と年金からの天引きの両方でお支払いとなる場合
  - 7月・8月・9月を納付書または口座振替により納付していただき、残りの額を10月・12月・翌2月の3期に分け、年金から天引きで納付
  - 4月・6月・8月に年金から天引きで納付していただき、残りの額を9月から翌2月までの6期に分け、納付書または口座振替により納付

※介護保険料は原則として年金からの天引きとなりますので、納付書払いや口座振替に変更することはできません。  
※国民健康保険税および後期高齢者医療保険料については、年金天引きから口座振替での納付に変更することができます。口座振替をご希望の方は、健康保険課で手続きを行ってください（7月31日までに申出をされると10月から年金天引きを中止し口座振替となります）。  
※口座振替に変更した場合、その社会保険料控除は口座振替により支払った人に適用されます。

## 【後期高齢者医療保険料について】

平成27年度の後期高齢者医療保険料額は昨年度に改定しましたので変更ありません。また、法改正により均等割額の軽減の対象範囲が拡大されます。

【所得割額】 (平成26年中の所得 - 基礎控除 33万円) × 10.17% 所得割率 (県内均一)	+	【均等割額】 50,431円 (県内均一)	=	年間保険料額
※保険料の上限は57万円です。				

### 《均等割額の軽減の対象範囲が拡大》

- |   |   |
|---|---|
| ◇5割軽減<br>33万円 + (24.5万円 × 被保険者数) 以下<br>⇒ 33万円 + (26万円 × 被保険者数) 以下 | ◇2割軽減<br>33万円 + (45万円 × 被保険者数) 以下<br>⇒ 33万円 + (47万円 × 被保険者数) 以下 |
|---|---|

■所得の低い世帯については、国民健康保険税と同様の軽減措置に加え、以下の軽減措置を行います。

- ① 世帯内の「後期高齢者医療制度の被保険者全員」と「世帯主」の所得金額※の合計額が33万円以下の人  
⇒均等割額が8.5割軽減となります  
※この場合の所得金額とは、基礎控除はせず65歳以上で公的年金控除を受けている人は最大15万円を控除したものです。
  - ② ①の人のうち、世帯内の「後期高齢者医療制度の被保険者全員」が、年金収入80万円以下で他の所得がない場合  
⇒均等割額が9割軽減となります
  - ③ 後期高齢者医療制度に加入する直前は「会社などの健康保険の被扶養者（国民健康保険組合を除く）」であった人  
⇒均等割額が9割軽減となります
  - ④ 年金収入が153万円以上211万円以下（給与収入などがある場合でも、総所得金額が91万円以下であれば対象となります）の人  
⇒所得割額が5割軽減となります
- (注)均等割額は、重複して軽減を受けることはできません。

### 【後期高齢者医療保険制度には、減免制度があります】

災害などの理由で一定の基準に該当し、必要と認められた場合は、申請により保険料が減免されることがあります。

詳細は、健康保険課賦課徴収係までお問い合わせください。

### 7月1日から国民年金保険料の免除申請を受け付けます

問健康保険課 保険年金係  
☎52-5809

国民年金には経済的な理由などで保険料を納めることが困難な場合に、保険料が免除される制度があります。  
免除制度では、本人・世帯主・配偶者の前年所得（1月から6月までに申請される場合は前々年所得）が一定額以下の場合に、全額免除または一部納付免除を受けることができます。また、30歳未満の人は保険料納付が猶予される制度もあります。  
免除や猶予を希望される人は、町役場健康保険課⑥番窓口または徳山年金事務所（7月1日から申請ができます。ただし、平成27年6月まで全額免除、若年者納付猶予の承認を受けている人

で、申請時に継続審査を希望された人は改めて申請をする必要はありません。なお、保険料の納付猶予の期間は、年金の受給資格期間に算入されませんが、年金額には反映されません。10年以内であれば免除・猶予された保険料をあとから納めること（追納）ができ、後の受給額を増やすことができます。  
保険料を未納のまま放置せず、お早めに手続きをしてください。詳細は、徳山年金事務所にお問い合わせください。  
◇問合せ先  
・健康保険課 保険年金係  
・日本年金機構 徳山年金事務所  
☎0834-31-2152

### 基本チェックリストを提出してください

問健康保険課 介護保険係  
☎52-5809

介護や支援が必要になるおそれがある高齢者を早期に見つけるため、健康および日常生活の動作などの状態を判定する「基本チェックリスト」を対象者に郵送しますので、ご記入の上、提出してください。

◇対象者  
5月1日現在で、介護保険の要支援・

要介護認定を受けていない65歳以上の人（二次予防事業利用者を除く）  
◇提出期限 7月17日（金）  
◇提出方法  
各公民館（城南・西田布施・東田布施・麻郷・麻里府）、麻郷福祉会館、町役場健康保険課に設置する「回収箱」に投入

特定入所者介護（予防）サービス費【負担限度額認定】の適用要件が変わります

介護保険施設などの入所（院）に係る費用のうち、低所得者の食費や居住費を補助する特定入所者介護（予防）サービス費は、在宅で生活される人との公平性を図るため、下記の要件が追加されます。

【追加要件】

預貯金などの勘案	預貯金などが単身で1,000万円、夫婦で2,000万円を超える場合は、対象になりません。 ※不正があった場合は、加算金が設けられます。
配偶者の所得の勘案	住民票上異なる世帯であっても所得などを含めて判定します。
非課税年金の勘案	遺族年金、障害年金の額も含めて判定します。（平成28年8月から実施）

【負担限度額（1日あたり）】

利用者負担段階		居住費などの負担限度額				食費の負担限度額
		ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室	多床室	
第1段階	世帯全員が住民税非課税で、高齢福祉年金受給者または生活保護受給者	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、年間の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、上記第2段階以外の人・課税世帯特例減額措置対象者	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は（ ）内の金額です。

【平成27年度 介護保険制度改正】

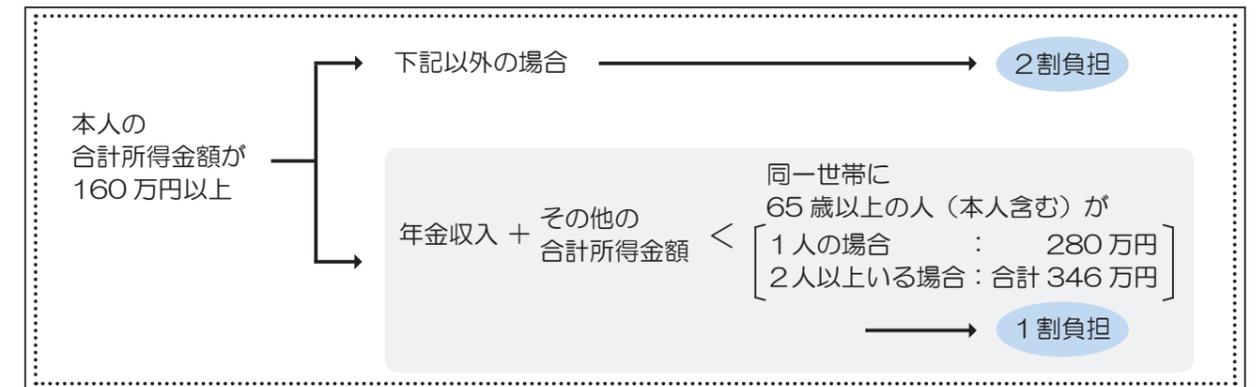
平成27年8月からの介護保険制度の改正についてお知らせします。

第1号被保険者のうち一定以上の所得がある人の介護サービスの利用者負担が2割になります

◇2割負担になる人

単身で本人の合計所得金額が160万円以上の人

※ただし、年金収入とその他の合計所得金額の合計が一定の金額に満たない場合は1割負担になります。



◇負担割合証について

現在、要支援・要介護認定を受けている人は、7月中に『介護保険負担割合証』を送付します。介護サービスを利用するときは、『介護保険被保険者証』と一緒に『介護保険負担割合証』をサービス提供事業者に提示してください。



介護保険負担割合証	
交付年月日	
被 保 者 番 号	
住 所	
フリガナ	
氏 名	
生年月日	性別
利用者負担の割合	適用期間
割	
割	
保険者番号並びに被保険者の名称及び印	3 5 3 4 3 3 〒742-1592 山口県美郷町田布施 大字下田布施340番地1 田布施町

▲負担割合証のイメージ

高額介護サービス費の上限額が変わります

医療保険制度において現役並み所得者相当に該当される人は、高額介護サービス費の自己負担額が37,200円から44,400円に引き上げられます。

【自己負担の限度額（月額）】

区分	限度額
現役並み所得者※に相当する人がいる世帯（平成27年8月新設）	44,400円
市町村民税課税世帯	37,200円
市町村民税非課税世帯	24,600円
・合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人 ・高齢福祉年金の受給者	15,000円（個人）
生活保護受給者	15,000円

※「現役並み所得者」とは、同一世帯に課税所得145万円以上の65歳以上の人がいて、収入が単身の場合は383万円以上、2人以上の場合は520万円以上の人です。

イベント

第45回たぶせ桜まつり 未来の田布施 入賞作品

問田布施町観光協会 ☎25-3527

- 衆議院議員 岸信夫賞  
信友 玲汰さん
- 参議院議員 北村経夫賞  
久行 里桜さん
- 町長賞  
濱田 穂波さん
- 町議会 議長賞  
山田 陸さん
- 教育長賞  
新田 実桜さん
- 観光協会 会長賞  
藤 麟三朗さん
- 経済課長賞  
木本 葉子さん
- 桜まつり実行委員長賞  
立川 涼華さん
- 副町長賞  
山根 茉紘さん
- 観光協会 副会長賞  
新村 優姫さん
- 郷土館長賞  
有富 巧耶さん
- 観光協会 事務局長賞  
重永 叶願さん

入賞作品は田布施町観光協会のホームページ（http://tabuse-kankou.wix.com/2014）に掲載しています。夢のあるカラフルな絵がたくさんあります。ぜひご覧ください。

古代米田んぼアート 植え付け体験 参加者募集

問田布施地域交流館 ☎51-0222 FAX 51-0225

◇日時  
6月27日（土）  
午前9時～午前11時  
※小雨決行、雨天の場合28日に順延

◇参加資格  
幼稚園児以上

◇参加料  
無料

◇集合場所  
田布施地域交流館

◇申込方法  
田布施地域交流館店頭またはホームページにある参加申込書を記入し申し込む（FAX可）



## 特定健康診査のご案内

メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した特定健康診査を実施します。  
メタボリックシンドロームは、糖尿病・脳卒中・心臓病といった生活習慣病との関わりが深く、早期発見や予防が重要とされています。  
特定健康診査は自覚症状が現れにくい生活習慣病の発見や健康チェックになるほか、毎年受診することでご自身の健康管理に役立ちますのでぜひご利用ください。  
今まで受診をされたことがない人も、これを機会に、ぜひ受診してみてください。

### ■特定健康診査

#### ◇対象者

田布施町国民健康保険の加入者で40歳〜74歳の人を対象に、5月下旬に「特定健康診査受診券」と「質問票」を送付しています。ただし、町が実施する「外来人間ドック助成事業」を利用される場合は、特定健康診査を受診することはできません。  
※被用者保険(全国健康保険協会・管掌健康保険・健康保険組合・共済組合など)の加入者およびその被扶養者は、加入されている保険者から健診方法などについて通知される予定です。  
※生活保護の受給者で受診を希望される場合は、保健センター(☎52-4999)にご連絡ください。

#### ◇受診料(自己負担金)

受診の際に必要な費用の一部を助成しますので、40歳から69歳の方は1000円、70歳から74歳の方は500円で受診することができます(受診料は「特定健康診査受診券」に記載しています)。

#### ◇受診方法

平成28年1月30日(土)までに、郡内の実施医療機関で受診してください(医療機関によっては予約が必要となりますので、事前にご確認ください)。  
受診の際は、「特定健康診査受診券(もも色)」、「質問票」、「国民健康保険被保険者証」を必ず医療機関の受付時に提示してください。

#### ◇受診結果

受診された月の約2カ月後に、個別に通知します。

### ■特定保健指導

特定健康診査の結果、生活習慣の改善が必要と判定された人を対象に、無料で保健師・管理栄養士がアドバイスを行い、生活習慣を見直すサポートをします。  
※対象者には個別に通知します。



## 健康診査のご案内

後期高齢者医療に加入している人は、ご自身の健康管理のために山口県後期高齢者医療広域連合が実施する「健康診査」を受診しましょう。

#### ◇対象者

後期高齢者医療の加入者(75歳以上の人、65歳〜74歳の人で一定の障害があり認定を受けた人)。対象者には、5月下旬に「健康診査受診券」と「質問票」を送付しています。

#### ◇受診料(自己負担金)

受診の際には、医療機関の窓口で受診料500円が必要となります。

#### ◇受診方法

原則として、平成28年3月31日(木)までに、実施医療機関で受診してください(医療機関によっては予約が必要となりますので、事前にご確認ください)。  
受診の際は、「健康診査受診券(オレンジ色)」、「質問票」、「後期高齢者医療被保険者証」を必ず医療機関の受付時に提示してください。

#### ◇受診結果

受診された医療機関で説明を受けてください。

## 農地を農地以外にする場合には『農地法による手続き』が必要です

田布施町農業委員会(経済課内) ☎52-5805

### ■農地転用許可制度の目的

食料の安定供給の基盤である優良農地の確保と農業以外の土地利用との調整を図り、農地転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導することを目的としています。

### ■無断転用した場合の罰則

許可なく転用した場合や、許可を受けたとおりに転用しなかった場合は罰則があります。

### ■農地転用をする場合

農地法による手続きが必要ですが、まずは農業委員会事務局にご相談ください。

※農地を転用した場合、転用した面積に係る固定資産税の課税額が変わります。  
詳細は、税務課資産税係へお問い合わせください。

### ■制度の概要

許可が必要な場合	農地の所有者が農地を転用する場合	農地を転用するため売買などを行う場合
農地法	第4条	第5条
許可申請者	転用を行う人(農地所有者)	売主(農地所有者)と買主(転用事業者)
許可手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>●転用面積が4ha以下の場合、農業委員会を経由して県知事(許可権者)へ許可申請書を提出</li> <li>●転用面積が4haを超える場合、県知事を経由して農林水産大臣(許可権者)へ許可申請書を提出</li> </ul>	

### ■立地基準

農地区分	要件	許可の方針
農用地区域内農地	市町村が定める農業振興地域整備計画において農用地とされた区域内の農地	原則不許可
第1種農地	<ul style="list-style-type: none"> <li>●集団農地(10ha以上)</li> <li>●農業公共投資対象農地</li> <li>●生産力の高い農地</li> </ul>	原則不許可
第2種農地	農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地	第3種農地に立地困難な場合などに許可
第3種農地	都市的整備がされた区域内の農地	原則許可

### ■一般基準(主なもの)

事業実施性の確実性	<ul style="list-style-type: none"> <li>●資金力と信用があるか</li> <li>●転用の妨げとなる権利を有する人の同意があるか</li> <li>●遅滞なく転用されるか</li> <li>●他法令による許認可が得られる見込みがあるか</li> </ul>
被害防除	<ul style="list-style-type: none"> <li>●土砂の流失・崩壊など災害を発生させる心配がないか</li> <li>●周辺の営農条件に支障がないか</li> </ul>
一時転用	<ul style="list-style-type: none"> <li>●一時転用後、耕作されることが確実か</li> <li>●所有権以外の権利設定か</li> </ul>

memo

農地転用とは、農地を農地以外(建物敷地、駐車場、道路、水路、山林など)にすることをいいます。

●詳細は、農業委員会事務局または各地区の農業委員へお問い合わせください。

氏名	電話番号	担当地区名
時永順吉	52-3440	宿井 吉井 葛岡
國永保	52-1886	城南 石の口 瓜迫
國安和夫	52-1801	西山 川西 大田
野坂敬子	52-4778	竹尾 中西 真殿 大國木
福本卓雄	52-6288	西田布施 定井手 瀬戸
小坂竜一	090-9737-2016	名倉 石迫 矢蔵 長田
西本篤史	52-3855	天神 本町 祇園 波野市 寿
山本健司	52-3964	土井の内 塩坪 砂田 新町 由免
木本睦博	52-0570	長合 木地 平田 上ゲ 御蔵戸
小野孝子	52-4029	八和田 大波野中 大波野上 郷東 市明
久光博明	52-2454	竹重 三宅 尾迫 助政 蓮輪 中央南
驛重寛和	52-4631	新川 旭 高塔 八海 鳥越
岡本幾秀	52-1282	奈良 井神 地家 戎ヶ下 浜城
柿内博文	55-6353	尾津東 尾津中 尾津西 中郷 上組

### 3/20 春の味覚が盛りだくさん!

ぴよんぴよこ春まつりが、田布施地域交流館で開催されました。金魚すくいやわたがしなどの屋台に加え、店頭では苺ソフトクリームなど春らしい商品が販売され、多くの人で賑わっていました。



### 4/29 スポーツで自分の力を伸ばします

スポーツ少年団結団式が、スポーツセンターのグラウンドで行われました。

団員誓いのことばでは、代表の柳本令央さん(田布施空手クラブスポーツ少年団・麻郷ベアーズスポーツ少年団)が、「私たちはスポーツによって自分の力を伸ばす努力をします。」と今後の活躍を期待させる力強い宣言をしていました。

式の後に行ったディスゲッターでは、どの団員も全力でゲームに取り組んでいました。



## まちのできごと

Tabuse  
Town News



### 5/20 交通安全を呼びかけました

ピクロス田布施店前の交差点で、田布施農工高等学校の生徒のみなさんが、交通安全の呼びかけを行いました。

交通委員の呼びかけで生徒の数は、約150人。生徒たちは、『交通安全運動実施中』と書かれた横断幕や旗を持ち、道行く人や車に向かって「おはようございます。」と気持ちの良い挨拶をしていました。



### 5/7 青年海外協力隊 吉賀康子さんが帰国

国際協力機構(JICA)の青年海外協力隊としてアフリカのルワンダに派遣されていた吉賀康子さん(真殿)が、町長に帰国を報告しました。

現地では、水質環境の悪い地域の啓発活動や、給水施設の維持管理を主な活動に活躍されました。

国際海外協力隊に入ることが夢だったと語る吉賀さん、今後ますますの活躍が期待されます。



### 保健センターだより



## 野菜を「あと1皿」食べましょう!

問保健センター ☎ 52-4999

#### ◆野菜を食べる利点は?

がんや生活習慣病の予防には、野菜の栄養素が関係しています。山口県は全国でも循環器疾患が多い県ですが、野菜の積極的な摂取で高血圧の改善が期待できます。

#### << 野菜の利点 >>

- ◎低カロリー
  - ・肥満を予防できる
- ◎食物繊維が豊富
  - ・便秘予防、血糖の急上昇を防ぐ
  - ・よく噛むことで満腹感を得られやすい
- ◎ビタミンやミネラルが豊富
  - ・抗酸化ビタミン(ビタミンC、カロテンなど)
    - …細胞の老化を防ぐ、がんを予防する
  - ・カリウム…血圧を調整する
  - ・カルシウム…骨粗鬆症を防ぐ



#### ◆野菜の1日摂取量は?

栄養素の適量摂取には、「1日350g以上」の野菜を食べる必要があります。平成24年度国民健康・栄養調査によると、山口県民の野菜摂取量の平均は、男性が308g、女性が283gでいずれも不足していますが、野菜を「あと1皿」プラスできれば350g以上の摂取は達成できます。

#### ◆「350gの野菜」ってどのくらい?

小鉢1皿が約70gなので、1日350gの野菜は「小鉢を5皿」以上食べることで満たせます。



ほうれん草のお浸し (70g)



かぼちゃの煮物 (70g)



野菜いため (大皿) (140g)



野菜たっぷり味噌汁 (70g)

画像出典：農林水産省ホームページ  
([http://www.maff.go.jp/j/syokuiku/zissen\\_navi/yun/illust.html](http://www.maff.go.jp/j/syokuiku/zissen_navi/yun/illust.html))

- #### 作り方
- ① 鍋にAを入れて、混ぜ合わせておく。
  - ② 水を加えてだまにならないように混ぜ、砂糖を溶かしておく。
  - ③ ②を中火にかけて静かに混ぜ、煮立ってきたら火からおろす。粗熱がとれたら、器に流し入れ冷やし固める。
  - ④ 仕上げに、生クリームをかける。

アガー	15g
砂糖	75g
インスタントコーヒー	大さじ1
水	300ml
生クリーム (コーヒークリームでも可)	適宜

※アガー  
海藻が主原料の凝固剤です。ゼラチンよりも低カロリーで、寒天よりも口当たりがなめらかです。

1人分の栄養価  
エネルギー…97kcal  
たんぱく質…0.4g 脂質…2.1g  
カルシウム…5mg 塩分…0.0g

#### 材料(4人分)

★コーヒーゼリー★  
少し汗ばむ陽気の日には、熱中症対策を万全に。低カロリーで口当たりのよいコーヒーゼリーは、水分補給にピッタリのデザートです。



いただきます

食生活改善推進協議会



# 人権教育の推進と 社会教育部長

社会教育課

田布施町では年2回(6月と2月)、人権教育推進協議会を開催し、方針や施策を協議するとともに、事業の実践・検証を行っています。とりわけ、地域社会における取組では、「社会教育部長研修の継続と深化」を重要な柱の一つに据え、その推進体制の充実に努めています。

社会教育部長は、昭和52年を皮切りに町内の全地域に位置づけられました。地域懇談会の企画・運営や、地域住民への人権啓発がその主な役割ですが、地域のふれあいを深めることを目的とした公民館や自治会行事にも献身的に携わられた心豊かな地域社会の実現に向け尽力されています。

また、各地域で定期的に開催される地域懇談会は、地域の人権課題を共有するとともに、人権にかかわる社会的な動向に目を向けることができる貴重な機会です。ご案内は、公民館などより多くのお知らせいたします。より多くの参加がありますようご協力をお願いします。



夏到来で、アクティブに活動できる季節になりました。麻郷小学校のおやじの会では、毎年夏にキャンプを実施しています。今回は、日本キャンプディレクターの資格を持つ、おやじの会会長の相本一生さんにお話ししていただきました。



No.272

## キャンプを通しての思い出作り

高塔自治会 相本 一生



キャンプには、面白い何かを感じさせてくれる物がある。

わたしの初めてのキャンプの思い出は、小学生のころに参加した子供会のキャンプです。そのころは子供会の活動が盛んに行われていて、夏には必ずキャンプがありました。場所は海であったり、小学校の校庭や自治会内にある空き地でやったこともありました。そこで子どもたちと一緒に楽しいキャンプをしてくれた人は、主に地域の世話好きなおじさんだったように思います。わたしはそのキャンプに参加し、いろいろな体験をしました。今思えばそのときの経験が「生きる力」を体験した始まりだと思っています。

時代は変わり、最近子供会の活動はほとんどなく、家族でもテントを張るようなキャンプを経験することはほとんどなくなりました。

わたしの子供が通う麻郷小学校のおやじの会の懇親会に参加したとき、小学校でキャンプができないか?という話題が出ました。偶然にもそのときわたしは日本キャンプ協会公認の指導者資格を取り、キャンプの企画・

運営を始めました。そしてその年、多くの人に手伝っていただき、小学校の校庭で子どもたちが自分の力でテントを張りマキで調理をするキャンプをすることができました。そのときの経験は指導するわたしにとっても、参加した児童にも強烈な体験・思い出ができたのではないかと思っています。

それから毎年おやじの会のキャンプを続け、今年で6回目になります。参加する児童は一度参加すると次年度も参加してくれるので、それなりに楽しんでくれているのだと思います。中には中学生になってもお手伝いで参加してくれる子どももいます。そのくらいキャンプには、面白い何かを感じさせてくれる物があるのだと思います。

そのおやじの会のキャンプですが、最近手伝ってくれる元気なおやじが少なくなってきました。キャンプに限らず得意な分野で、子どもたちと元気に遊んでみたい人は、各小学校のおやじの会に参加して、子どもたちと思い出を作ってみませんか?

右上ロゴ:生涯学習のマスコット「マナビ」  
デザイン:右ノ森章太郎



シリーズ④

# 文化財

社会教育課 文化財調査室  
☎25・3185

### 納蔵原古墳

(6世紀中期・西暦550年頃)

納蔵原古墳は、田布施町大字大波野字納蔵に所在します。行者山(標高194m)の北側の丘陵部に位置し、東側500m先の低地には弥生時代・古墳時代の集落遺跡(明地遺跡)があります。

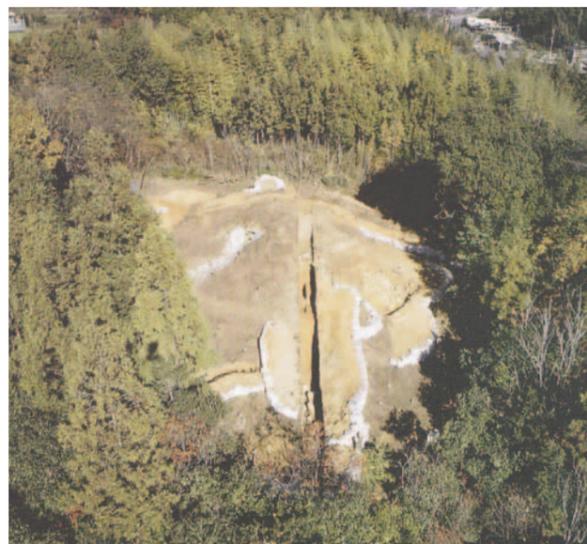
古墳の形状は、直径約10mの後円部に長さ約10mの低い前方部が南に延びる前方後円墳で、石室は両袖型の横穴式石室です。玄室の長さ4.3m、奥室幅2.8m、高さ2.3m、玄門部幅2m、高さ2.2m、玄門の幅1m、高さ1.1m、羨道の長さ推定1.8m、幅1.3m、羨道高さは不明ですが、約5mの墓道が確認されました。

古墳からは完形もしくはそれに近い須恵器、鉄鏃、鉄刀、馬具、装身具、円筒埴輪などが出土していますが、遺物の出土状況などから盗掘を受けていたと考えられています。

(出典:納蔵原古墳 1996 田布施町教育委員会)



▲玄室内部



▲納蔵原古墳全景



◀相本さん率いる「おやじの会」に教わり...

▼キャンプに参加した子どもたちも笑顔!



### 赤ちゃんサロン(7月行事) 10:00 ~ 12:00

子育て支援センター

# おんとも

問たぶせ保育園 ☎53-1012

#### はいはい

あんよができるまでの赤ちゃん対象

- 7日(火) 七夕飾り作り
- 14日(火) 水遊び・身体測定
- 21日(火) 水遊び
- 28日(火) 水遊び

#### よちよち

あんよが上手にできるH25.4.2以降生まれ対象

- 2日(木) 七夕飾り作り
- 9日(木) おにぎりギョッ!
- 16日(木) プール遊び・身体測定
- 23日(木) プール遊び
- 30日(木) プール遊び

#### すくすく

H24.4.2 ~ H25.4.1 生まれの2歳児対象

- 8日(水) 調理実習  
※予約制 10組限定
- 17日(金) プール遊び・身体測定

#### 全員対象

\*\*\*

- 1日(水) 救急法講座
- 15日(水) リトミック
- 22日(水) 誕生会

#### 施設開放

月~金曜日 8:30 ~ 15:30  
(昼休み 12:15 ~ 13:15)  
土曜日 8:30 ~ 13:30



- 水遊び・プール遊びが始まります。水着・タオルの用意をお願いします。
- 園の行事のため、25日(土)の支援センターはお休みです。

### 『梅雨期の災害に備えて』

山口県では6~7月頃が梅雨の時期にあたります。梅雨時期に備え、次のことに注意して災害から身を守りましょう。

#### ①平素の心がけ

- 家庭で災害発生時の役割分担、集合場所、避難場所や避難ルートを確認しておきましょう。
- 非常持出品を準備しておきましょう。

#### ②大雨が降り出したら

- テレビ、ラジオ、スマートフォンなどを活用し、最新の気象情報を入手しましょう。
- 強い雨が長時間降り続くときは、避難の準備をしましょう。
- 山鳴りや、川の水が濁るなど危険サインを見逃さないようにしましょう。

#### ③避難する際に

- 水の深さが腰までであるときは、高いところで救助を待ちましょう。
- 身体の不自由な人、お年寄り、小さなお子さんから目を離さず、安全な誘導を心がけましょう。
- 運動靴を履き、荷物はリュックサックなどに入れ背中に背負うなど両手が使える状態にしましょう。
- 警察や市町などの避難指示に従い、避難しましょう。



『一〇歳になってもわかったこと  
人生は一人でも面白い』  
篠田 桃紅 著

「いつ死んでもいい」なんて嘘。生きていくかぎり、人間は未完成——。いつでも面白いが、平和な心を育てる、唯我独尊に生きる…。数えで一〇歳となった今も第一線で制作している美術家が、クリエイターする力を明かす。

#### 『もりのホテル』

ふくざわ ゆみこ 作

あらいぐま一家の「もりのホテル」は、大人気。どんなお客さまにも、ぴったりのお部屋をご用意します。へびさんやくまさんが泊まるのは、どんなお部屋かな? おもてなしの心が伝わる絵本。



#### 『ラプラスの魔女』

東野 圭吾 著

円華という女性のボディガードを依頼された元警官の武尾は、彼女の不思議な「力」を疑いはじめる。同じ頃、2つの温泉地で硫化水素による死亡事故が起きていた。検証に赴いた研究者・青江は双方の現場で円華を目撃し…。



#### イベント

#### おしゃべり箱おはなしの会

6月27日(土) 午前10時30分~  
図書館 2F 講座室にて

6月の  
休館日

毎週月曜日  
月末整理30日(火)

問田布施図書館 ☎52-2288

HP <http://library.town.tabuse.yamaguchi.jp>  
E-mail [library.tabuse@town.tabuse.yamaguchi.jp](mailto:library.tabuse@town.tabuse.yamaguchi.jp)

ぼろイスのボス	ダイアナ・ウイン・ジョーンズ	一般	萩原博子
ことばのいたずら	五味 太郎	一般	萩原博子
ちっちゃなねずみくん	上野 紀子	一般	萩原博子
ずかん雲	武田 康男	一般	萩原博子
まほうのかさ	はたこうしろう	一般	萩原博子
いのちのパレード	八束 澄子	一般	萩原博子
なぜなに日本語	関根 健一	一般	萩原博子
孫物語	椎名 誠	一般	萩原博子
田園発着行き自転車上・下	宮本 輝	一般	萩原博子
よれよれ肉體百科	群 ようこ	一般	萩原博子
梅レシピの基本	小川 睦子	一般	萩原博子
はじめてでもおいしくできる梅干し	黒柳 徹子	一般	萩原博子
トットひとり	黒柳 徹子	一般	萩原博子

もう一冊。

萩原博子のどんと来い、老後!  
トットひとり  
黒柳 徹子  
梅レシピの基本  
小川 睦子  
はじめてでもおいしくできる梅干し  
黒柳 徹子  
孫物語  
椎名 誠  
田園発着行き自転車上・下  
宮本 輝

防災行政無線の放送内容 電話で内容を確認することができます。 ☎51-4011

#### 柳井警察署だより



問 ☎23-0110  
<http://www.police.pref.yamaguchi.jp/1040/index.htm>



### ご芳志

(4/16 ~ 5/15 受付分)  
問 社会福祉協議会  
☎53-11003

- \* 社会福祉事業へ
- 浄泉寺佛教婦人会
- \* 春の展示即売会の売上を
- 千草会
- \* 香典返し
- 瀬戸 竹本久美子(夫) 富雄
- 定井手 加藤一生(父) 濟
- 上ゲ 森重善文(父) 律雄
- 新川 河添 茂(妻) キヌコ
- 川西 土井良治(母) 幸

### 俳句短歌

#### 周防一夜会

くじけそうなたしを叱る 影法師 原たまえ  
大空けとばして あした天気になあれ 山口綾子  
お供えいっぱい あなた春です 私元気です 小野恵美子  
もう飛ぶしかないよ 天道虫が飛んだ 丹生谷銀多利  
あの小鳥が 春風を誘ってくれたのか 石田 帝児

#### 麻郷俳句教室

品書きに書き足してあり豆御飯 曾我 欣行  
笹舟を競ふ小川や夏めけり 松根千代子  
夏めくや胸元白き女学生 田村 文代  
弁当の色どり青き豆の飯 播磨 春枝  
母好み子の好まざる豆の飯 岡 倫子  
全山に湧き上がる色夏めきぬ 西方 一恵  
夏めいてすそまくり上げ足冷やす 木村 博通

短歌

一斉に桜のつぼみはじけたり 藤田 京子  
ビールの泡のごと盛り上る 久保 敬  
もとほれば沼の水面に風生れて 岡本まさ子  
白き菖蒲の影を散らしぬ 吉村 京子  
漸くに諦めしこと裡にあり 城 恭子  
二人静の花咲きながら  
潮騒の遠鳴る音を聞きながら  
いつしか越えむ夢の吃水  
義弟の竹の物差し角とれて  
小五と彫られ手垢に光る

お知らせ

【毎月勤労統計調査特別調査】

厚生労働省と県では、常用労働者数1〜4人の事業所を対象に、給与・労働時間・雇用などの調査を平成27年7月31日現在で実施します。

調査に際しましては、県知事が任命した調査員が7月中旬から8月下旬にかけて、調査対象地区内の事業所に伺いますので、ご回答をよろしくお願ひします。

◇調査対象地区

大字川西・大字下田布施

◇問合せ先

山口県統計分析課

商工労働統計班

☎083・933・2654

【敬老会が開催されます】

9月12日(土)に敬老会を開催します。

■金婚夫婦は届出を

今年、金婚を迎えられるご夫婦に、敬老会会場で田布施町社会福祉協議会から記念品が贈られます。

◇金婚対象者 昭和40年1月1

【社会を明るくする運動】

7月は、「社会を明るくする運動」犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ」強調月間です。

法務省主催の「社会を明るくする運動」とは、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くための取組を進めましょう。また、犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えましょう。

◇問合せ先

山口保護観察所 企画調整課

☎083・922・1327

【18歳未満の雇用について】

事業者が18歳未満の人をアルバイトとして雇用し仕事をさせるときには、労働基準法により労働条件通知書の交付義務、時間外・休日労働の禁止などの規定があります。

日から同年12月31日までの間に結婚され、平成27年4月1日現在でご夫婦とも健在の人の届出方法 ご夫婦の氏名・住所・生年月日・婚姻年月日を町民福祉課に届け出る

◇届出期限 7月31日(金)

◇問合せ先 町民福祉課 福祉係 ☎52・5810

【戦没者などのご遺族の皆さまへ】

第十回特別弔慰金の請求を受け付けています。

◇特別弔慰金の趣旨

戦後70周年に当たり、今日の我が国の平和と繁栄の礎となつた戦没者などの尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者などのご遺族に特別弔慰金(記名国債)を支給するものです。

第十回特別弔慰金については、ご遺族に一層の弔慰の意を表するため、償還額を年5万円に増額するとともに、5年ごとに国債を交付することとしています。

◇支給対象者

戦没者などの死亡当時のご遺族で、平成27年4月1日(基準

日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受け取る方(戦没者などの妻や父母など)がない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給

①平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人

②戦没者などの子

③戦没者などの(1)父母(2)孫(3)祖父母(4)兄弟姉妹

※戦没者の死亡当時、生計関係有していることなどの要件を満たしているかどうかにより、順位が入れ替わります。

④①〜③以外の戦没者などの三親等内の親族(甥、姪など) ※戦没者などの死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

◇支給内容 額面25万円、5年償還の記名国債

◇請求期限 平成30年4月2日 ※請求期間を過ぎると第十回特別弔慰金を受けることができません。

◇請求・問合せ先

町民福祉課 福祉係 ☎52・5810

【木造住宅の耐震診断と改修費用補助】

町では、地震に対する木造住宅の安全性の向上を図るため、無料で「耐震診断」を実施し、「耐震改修」に係る費用の一部を国・県と共同で補助します。

■無料耐震診断

◇対象

昭和56年5月31日以前に着工した町内の木造住宅の所有者 ※町税の滞納がない人に限ります。

◇募集戸数 3戸

■耐震改修費用の補助

◇補助対象

昭和56年5月31日以前に着工した町内の木造住宅の所有者 ※町税の滞納がない人に限ります。

◇補助金額/戸数

改修経費の3分の2(限度額60万円)/1戸

■共通事項

◇申込期限 7月31日(金)

(土・日を除く)

※募集戸数を超えた場合は、抽選を行います。

※詳細はお問い合わせください。

◇申込み・問合せ先

建設課 土木管理係 ☎52・5807

【魅力再発見ウォーキング】

以下の日程でウォーキングを実施します。お気軽にご参加ください。

◇日時

・6月22日(月)

小行司分館集合

午前8時30分スタート

・7月6日(月)・13日(月)

城南公民館集合

午前8時30分スタート

・7月19日(日)・26日(日)

地域交流館集合

午前5時30分スタート

・8月2日(日)

麻郷公民館集合

午前5時30分スタート

・8月9日(日)

浜城区集会場集合

午前5時30分スタート

・8月16日(日)・23日(日)・30日(日)

地域交流館集合

午前5時30分スタート

・9月14日(月)馬島散策

別府渡船場集合

午前10時20分スタート

※雨天の場合は中止となります。

◇問合せ先 遊歩クラブ

☎52・2424

以下は広告スペースです。「広報たぶせ」に掲載している内容とは関係ありません。

以下は広告スペースです。「広報たぶせ」に掲載している内容とは関係ありません。

新築・リフォーム 塩谷建築 55-5715 熊毛郡田布施町別府1667

お近くでもお気軽にご利用下さい 原田タクシー(有) 0820 52-2536・52-2062 熊毛郡田布施町波野(田布施駅前)

電気工事のことなら何でもご相談下さい。城電気工業株式会社 熊毛郡田布施町大字下田布施2988 TEL (0820) 52-2965

全メーカー全車種トータル販売 新車・中古車 150台以上展示中 (株)大島商会 742-1514 熊毛郡田布施町別府国道沿 TEL. (0820) 55-5011

# 相談

## 【介護サービスの苦情・相談】

山口県国民健康保険団体連合会では、介護サービスの苦情・相談を受け付けています。秘密は守ります。お気軽にご相談ください。

- ◇受付時間 午前9時～午後5時 (土日・祝日を除く)
- ◇相談料 無料
- ◇相談窓口 介護サービス苦情相談窓口 ☎083・995・1010

## 【不妊専門相談会】

- ◇日時 7月31日(金) 午後3時～午後5時
- ◇場所 柳井健康福祉センター 2階 クリニック室
- ◇専門相談担当者
  - ・産婦人科医師 独立行政法人 地域医療機能推進機構 徳山中央病院 伊藤淳先生
  - ・臨床心理士・生殖心理カウンセラー 今井佳子先生
- ◇相談内容

不妊に関する相談・不妊治療に関する情報提供・不妊に関する悩みやストレスなど ※秘密は厳守いたします。

- ◇費用 無料
- ◇申込期限 7月24日(金)までに電話で予約
- ◇申込み・問合せ先 柳井健康福祉センター ☎22・3631

## 【サポステ出張相談】

- 心理士個別相談
- ◇内容 何をやってもうまくいかない、ブランクがあつて心配、働くことに不安や悩みがあるなど、仕事に関するさまざまな相談に応じる
- ◇日時 毎月第4水曜日 午前10時～午後3時40分
- キャリア相談・講座
- ◇内容 就職に向けた実践講座 やキャリア相談を毎月開催
- ◇日時 毎月第2・第4木曜日 午前10時～午後3時

## ■共通事項

- ◇日時 7月26日(日) 午前9時～正午
- ◇場所 西田布施公民館
- ◇内容 成人の心肺蘇生法・AEDの操作など
- ※動きやすい服装でお越しください。
- ◇定員 20人(無料)
- ◇申込方法 消防署へ備え付けの申込書(FAX可)またはホームページ(<http://119.city.hikari.lg.jp/info/kyuukyuu.htm>)から申し込む
- ◇申込み・問合せ先 光地区消防組合消防本部警防課 ☎0833・74・5603 FAX0833・74・5611

## 【普通救命講習Ⅰ(3時間)】

- ◇日時 7月26日(日) 午前9時～正午
- ◇場所 西田布施公民館
- ◇内容 成人の心肺蘇生法・AEDの操作など
- ※動きやすい服装でお越しください。
- ◇定員 20人(無料)
- ◇申込方法 消防署へ備え付けの申込書(FAX可)またはホームページ(<http://119.city.hikari.lg.jp/info/kyuukyuu.htm>)から申し込む
- ◇申込み・問合せ先 光地区消防組合消防本部警防課 ☎0833・74・5603 FAX0833・74・5611

## 【下水道排水設備工事 責任技術者更新講習】

- ◇日時 9月29日(火) 午前9時30分～正午
- ◇場所

◇場所 柳井市中央公民館 (柳井市柳井3718)

- ◇対象 15～39歳の求職中の人およびその保護者
- ◇相談料 無料(要事前予約)
- ◇申込み・問合せ先 しゅうなん若者サポートステーション ☎0834・27・6270

## 【子どもの人権110番】

- ◇日時 6月22日(月)～28日(日)は「子どもの人権110番」強化週間
- ◇内容 山口県地方務局および山口県人権擁護委員連合会では、学校における『いじめ』や家庭内での児童虐待など、子どもをめぐる様々な問題や悩みについて、「子どもの人権110番」による電話相談を受け付けています。
- ◇強化期間中の相談時間
  - ・平日 午前8時30分～午後7時
  - ・土日 午前10時～午後5時
- ◇相談窓口 ☎0120・007・110



# 講習・講座

## 【健康まるごと講座(第3回)】

最近、「ちよつとお腹周りが気になる」「ちよつと血糖値が上がってきた」ということはないですか。そのちよつとを見逃すと将来大変なことになるかもしれないません。ちよつとを見逃さないために、今回は糖尿病について一緒に考えてみませんか。

- ◇日時 7月24日(金) 午後1時30分～午後3時
- ◇場所 高齢者いきいき館
- ◇内容 「あなたは大丈夫?メタボリックシンドローム～糖尿病にならないようにするために～」



- ◇講師 町保健センター保健師
- ◇参加料 無料
- ◇申込期限 7月17日(金)
- ◇申込み・問合せ先 保健センター ☎52・4999

## 【甲種防火管理新規講習】

- ◇日時 7月23日(木)・7月24日(金) 午前9時～午後3時 (24日:午後3時30分まで)
- ※2日間の受講が必要です。
- ◇場所 光地区消防組合消防本部
- ◇受講料 4100円(図書代など)
- ◇受講手続 受講申込書に必要事項を記入し、6カ月以内に撮影した写真1枚(縦4cm×横3cm)を添付して提出
- ※開催案内および受講申込書は光地区消防組合のホームページ(<http://119.city.hikari.lg.jp/>)からダウンロードできます。
- ◇受付期間 6月15日(月)～7月3日(金) 午前8時30分～午後5時15分
- ◇定員 50人程度
- ◇定員になり次第締め切ります。
- ◇申込み・問合せ先 〒743・0011 光市光井6・16・1 光地区消防組合消防本部 予防課指導係 ☎0833・74・5602

# 募集

## 【親子ふれあいのこども】

- ◇日時 7月25日(土)
- ◇内容 海響館周辺散策と夜の水族館体験(貸切バス利用)
- ※都合によっては、内容が変更となる場合があります。
- ◇対象者 県内在住のひとり親家庭(母子・父子)の親と子ども
- ◇募集人数 15家族程度
- ※申込多数の場合は抽選。抽選結果は7月10日頃連絡予定。
- ◇参加費
  - ・親 1500円
  - ・小中学生 1000円
  - ・幼児(3歳以上) 800円
- ◇申込方法 住所、参加者全員の氏名、ふりがな、子どもの学年および性別、日中連絡のとれる電話番号を明記し、ハガキまたはFAXで申し込む
- ◇申込期限 6月30日(火)
- ◇申込み・問合せ先 〒753・0054 山口市富田原町4・58 山口県母子・父子福祉センター ☎083・923・2490 FAX083・923・2499

## 【奨学金返還を支援します】

理系大学院生・薬学部生の奨学金返還を支援します。県内産業を支える人材の確保を図るため、日本学生支援機構の無利子奨学金の貸与を受けている理系大学院生・薬学部生が大学院を修了などした後に、奨学金返還額の全部または一部を補助します。



- ◇募集対象 理系大学院修士課程1年生、薬学部5年生で、日本学生支援機構の無利子奨学金の貸与を受けている人
- ◇募集人数 20人(うち薬剤師枠5人程)
- ◇募集期間 7月13日(月)～8月12日(水)
- ※応募方法など、詳細はお問い合わせください。
- ◇申込み・問合せ先 山口県産業戦略部 ☎083・933・2470

**試験**

**【戦没者遺児慰霊友好親善事業】**

日本遺族会では「戦没者遺児による慰霊友好親善事業」の参加者を募集しています。

同事業は、厚生労働省からの補助を受け実施しており、先の大戦で父などを亡くした戦没者の遺児を対象として、父などの戦没した旧戦域を訪れ慰霊追悼を行うとともに、同地域の住民と友好親善をはかることを目的としています。

◆参加費 10万円

◆実施地域

旧満州/旧ソ連/西部ニューギニア/ボルネオ・マレー半島/マリアナ諸島/東部ニューギニア/中国/トラック・パラオ諸島/ソロモン諸島/ミャンマー/フィリピン/洋上慰霊/マーシャル・ギルバート諸島

◆申込み先

〒753-0051  
山口市旭通り1-11-6  
一般財団法人山口県遺族連盟  
☎083-925-1313  
◆問合せ先  
日本遺族会事務局  
☎03-3261-5521

**【放送大学 10月生】**

放送大学では平成27年度第2学期(10月入学)の学生を募集中です。

心理学・福祉・経済・歴史・文学・自然科学など、幅広い分野を学べます。

◆出願期間

第1回 8月31日(月)  
第2回 9月20日(日)

◆資料請求・問合せ先

放送大学山口学習センター  
☎083-928-2501

**【再チャレンジ研修】**

看護の職場復帰のために、地域の病院で研修を受けてみませんか。

◆対象 未就業の看護職

◆募集期間

7月1日(水)～9月17日(木)

◆研修期間

10月～12月の間5日程度

◆内容 講義・演習・見学実習

◆受講料 無料  
◆詳細はお問い合わせください。  
◆申込み・問合せ先  
山口県ナースセンター  
☎0835-24-5791  
(火曜日～土曜日)

**【税務職員採用試験】**

◆受験資格

平成27年4月1日において、高等学校または中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない人

◆試験の程度 高校卒業程度

◆受験申込方法

・インターネット申し込み  
専用ホームページ(<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>)から申し込み

◆郵送または持参で申し込み

・インターネット申し込みがでない場合は、第1次試験地を管轄する人事院地方事務局に郵送または持参で申し込み

◆申込期間

6月22日(月)～7月1日(水)  
(郵送・持参は6月24日まで)

◆1次試験

・試験日 9月6日(日)  
・試験科目  
基礎能力試験、適性試験、作文試験

◆受験申込書請求・問合せ先

〒730-8521  
広島市中区上八丁堀6-30

広島国税局総務部  
人事第二課試験研修係  
☎082-221-9211  
光税務署総務課  
☎0833-71-0166

◆新規受験者 ……52000人  
・既に免許を所持し、さらに他の種類の狩猟免許を受験する人 ……39000人  
◆申請書の配布・受付場所  
山口県柳井農林事務所  
◆申請書の配布・受付場所  
山口県柳井農林事務所

**【狩猟免許試験・更新】**

■狩猟免許試験

【岩国会場】  
・日時 7月5日(日)  
午前9時～午後4時  
・場所 岩国市地方卸売市場  
(岩国市尾津町5-11-1)  
・申込期限  
6月26日(金)午後5時

【下松会場】

・日時 8月9日(日)  
午前9時～午後4時  
・場所  
下松市地域交流センター  
(下松市生野屋南1-11-1)  
・申込期限  
7月31日(金)午後5時

※本年度は柳井市での実施はありません。  
※試験日の前日に、同会場において、一般社団法人山口県猟催による狩猟免許講習会が開催されます。

◆手数料

◆狩猟免許更新  
◆日時 7月17日(金)  
午後1時30分  
◆場所  
山口県柳井総合庁舎  
◆申請書の配布・受付  
山口県柳井農林事務所  
◆申請書の申込期限  
7月10日(金)午後5時  
※郵送の場合、当日消印有効

◆問合せ先  
・狩猟免許試験・更新について  
山口県岩国農林事務所  
☎0827-29-1567  
・助成制度について  
山口県自然保護課  
☎083-933-3050

**5/31 第21回 たぶせ・城南ホテルまつり**

第21回たぶせ・城南ホテルまつりが、城南小学校のグラウンドで開催されました。  
悪天候で翌日への延期となりましたが、会場には多くの人が訪れ、出店で焼きそばなどを購入したり、山城太鼓の演奏に耳を傾けていました。  
また、8時過ぎには川の近くにホテルの光がちらほらと現れ、ホテルを見た子どもたちはその美しさに歓声をあげていました。



**ご当地ナンバープレート  
交付が始まりました。**

6月1日(月)、田布施町役場税務課でご当地ナンバープレートの交付が始まりました。  
ナンバーの1を手にしたのは神北剛志さん。祖母から譲り受けた原動機付自転車につけるため、1番最初にご当地ナンバープレートを受け取りにいられたそうです。  
詳細は、5月8日号6ページに掲載しています。



**広報のお話 vol.2**

スボ少結団式の後に行われたディスプレイゲームが始まる前に保護者のみなさんやコーチが手本を披露。「うわー。」「全然当たらん!」と必死に的を狙うその姿に、子どもたちからは「がんばれ!」と大きな声援が送られていました。  
これから益々暑くなります。しっかりと水分補給をしながら、イベントを楽しみましょう。(広報担当)

**休日・夜間納税(相談)窓口**

**6月・7月**

滞納が続くと、納期から本税(料)納付までの経過日数に応じて延滞金が加算されます。督促手数料や延滞金を含めて完納とならない場合、滞納処分を受けることになります。

やむを得ず納期限までに納付できない事情のある人などの納付に関する相談もお受けします。

**今月の納期**

○町県民税 (1期)

- 休日昼間納税(相談)窓口 (8:30～17:00)  
6月28日(日) 7月26日(日)
- 平日夜間納税(相談)窓口 (~20:00)  
6月30日(火) 7月31日(金)

- ◆納付場所 町役場1階 税務課窓口
- ◆対象および内容の問合せ先
- 町県民税・固定資産税・軽自動車税 ……税務課 ☎52-5804
- 国民健康保険税  
後期高齢者医療保険料・介護保険料 ……健康保険課 ☎52-5809
- 保育料および児童クラブ保育料 ……町民福祉課 ☎52-5810
- 町営住宅使用料および駐車場使用料 ……建設課 ☎52-5807
- 下水道受益者負担金 ……建設課 ☎52-5817

**人口と世帯**  
(5月1日現在)



…人口…  
15,810 人  
(増減 + 31人)

…男…  
7,527 人

…女…  
8,283 人

…世帯…  
7,007 世帯

# 7月のカレンダー

省略文字

- 中公：中央公民館
- 西公：西田布施公民館
- 東公：東田布施公民館
- 麻公：麻郷公民館
- 城公：城南公民館
- 里公：麻里府公民館
- いきいき：高齢者いきいき館
- 麻福：麻郷福祉会館
- 中学：田布施中学校

1 (水)	■4カ月児相談 10:00～11:00(西公)	16 (木)	■乳・子宮頸がん健診 13:00～14:00(麻公) ■年金相談会 10:00～16:00(町役場1階会議室)
2 (木)		17 (金)	
3 (金)	■育児相談 10:00～11:00(西公)	18 (土)	
4 (土)	■田布施スポーツクラブ交流会 9:30～16:00(スポーツセンター)	19 (日)	■魅力再発見ウォーキング 5:30～(地域交流館)
5 (日)		20 (月)	【心】
6 (月)	■育児相談 10:00～11:00(西公) ■魅力再発見ウォーキング 8:30～(城公) 【心】	21 (火)	
7 (火)	■健康・栄養相談 10:00～11:30(いきいき) ■はつらつ元気教室 13:30～15:30(西公)	22 (水)	■1歳児相談 10:00～11:30(西公) ■こころの相談 13:30～15:00(いきいき) ■天体教室 20:00～22:00(城南小)
8 (水)	■育児サークル 10:00～12:00(東公) ■5歳児相談 13:00～16:00(西公)	23 (木)	■両親学級 10:00～11:30(西公) ■男性の料理教室 9:30～13:00(西公) ■認知症介護者のつどい 10:00～11:30(いきいき) 【介】
9 (木)	■育児サークル 10:00～12:00(麻公) 【介】	24 (金)	■健康まるごと講座 13:30～15:00(いきいき)
10 (金)	■育児サークル 10:00～12:00(西公)	25 (土)	■町子連ドッジボール大会 8:30～(スポーツセンター第2体育館)
11 (土)	■両親学級 10:00～11:30(西公)	26 (日)	■詩情公園美化ボランティア 8:00～(地域交流館裏) ■魅力再発見ウォーキング 5:30～(地域交流館)
12 (日)		27 (月)	■育児サークル 10:00～12:00(城公) 【困】
13 (月)	■魅力再発見ウォーキング 8:30～(城公) 【心】	28 (火)	■いきいき講座 13:30～15:00(いきいき)
14 (火)	■乳・子宮頸がん検診 13:00～14:00(西公)	29 (水)	
15 (水)	■保健センター開放日 10:00～12:00(西公)	30 (木)	■両親学級 10:00～13:30(西公)
		31 (金)	

### 【困】今月の困りごと相談

日時 7月27日(月)

午前10時～午後3時

場所 中央公民館1階和室

問 町民福祉課 ☎52-5811

※子どもの人権相談・行政相談も受け付けています

### 【心】心配ごと相談

日時 毎週月曜日

午前10時～正午

(祝日・困りごと相談日を除く)

場所 町社会福祉協議会

問 ☎53-1103

### 【介】介護よろず相談

日時 第2・4木曜日

午前10時～午前11時

場所 高齢者いきいき館

問 地域包括支援センター

☎53-1292



### 休日夜間応急診療所

(柳井市中央1-5-3)

●連絡先(診療時間内)

☎22-9001



区分	診療日	診療時間
休日 昼間	日曜日・祝日 盆(8月15日) 年末年始(12月30日～1月3日) ※これらの日の夜間診療はありません。	午前9時～正午 (受付午前11時30分まで) 午後1時～午後5時 (受付午後4時30分まで)
	平日 夜間	月～金曜日 ※土曜日の診療はありません。